

令和8年度

大崎町一般廃棄物処理実施計画

鹿児島県大崎町

1 目的

実施計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、単年度ごとの事業計画を定めるものである。

2 計画期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 基本方針

- (1) ごみは、一般家庭・事業者ともにその抑制に努め、排出段階で「一般ごみ」「資源ごみ」「粗大ごみ」「生ごみ」に分別しそれぞれに適した方法で処理を行う。
- (2) 一般ごみ・資源ごみ・生ごみについては、各自治会（衛生自治会）に設置する収集場への収集・回収業務方式で対処し、「一般ごみ」については、週1回の定日収集、「資源ごみ」については、原則月1回定日収集を実施しその後各施設で処理する。また、「資源ごみ」は希望の収集場については品目限定（アルミ・スチール缶類、ペットボトル、その他プラチック類、その他紙製容器類）で別に月1回定日収集する。
なお、町が開設する町内3か所の収集場に関しては、原則週3回定日収集する。「生ごみ」については、週1～3回の定日収集とし有機工場で堆肥化处理を行う。
- (3) 粗大ごみについては、電話予約による戸別回収を無料で実施する。但し、世帯あたり原則月1回の回収とする。
- (4) 事業系一般廃棄物については、事業所自らの責任で処理を行うことを明確にする意味において、一般廃棄物処理許可業者へ委託し処理を行うことを原則とする。自己搬入については、「一般ごみ」「粗大ごみ」の清掃センター搬入だけとする。
- (5) 草木剪定くずについては、自己搬入により大崎有機工場に直接持ち込みを原則とする。大崎有機工場は民間の施設であり持込は有料とする。但し、町民へは無料券の発行を行う。
- (6) 特別管理一般廃棄物、町が引き取らない廃棄物については、原則排出者の責任において全量処理する。

4 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

(1) ごみ

単位：トン

	資源ごみ	生ごみ	草木	一般ごみ	計	粗大ごみ
家庭系 (町回収)	670	650	910	320	2,550	130
事業系 (許可業者)	35	265	135	210	645	0
持 込	0	0	410	60	470	0
計	705	915	1,455	590	3,665	130

※粗大ごみについては、そおりサイクルセンターにおいて解体、分別を行うため、処理量は資源ごみ、一般ごみに含む。

(2) し尿・浄化槽汚泥

し 尿	1,360	キリットル
浄化槽汚泥	3,650	キリットル
処 理 量	5,010	キリットル

※ 曾於南部厚生事務組合衛生センターにおいて、大崎町及び志布志市のし尿・浄化槽汚泥を処理している。

当センターの1日の処理量が80キリットルであるため、し尿・浄化槽汚泥収集については、1市1町をバランスよく計画的に実施する。

5 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

- (1) 減量化、資源化に分別収集の啓発に「ごみ分別の手引き保存版（令和7年4月改定）」の有効利用を図る。
- (2) 生ごみリサイクルの推進
- (3) 事業系ごみの適正処理を指導
- (4) 分別容器等の普及並びに電動生ごみ処理機及び生ごみコンポストの購入を補助
- (5) 買い物袋持参運動の推進
- (6) 環境学習会の実施
- (7) 現在実施中のごみ分別収集作業の定着と4Rの推進
- (8) 廃食油の回収量の確保

(9) 粗大ごみの資源化で最終処分量の削減を図る。

6 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施するものに関する基本的事項

		分別区分	収集運搬	収集回数	搬入先		
家	立	一般ごみ	委託業者	週 1 回	清掃センター		
		粗大ごみ	〃	戸別回収	そおりサイクルセンター		
庭	資	別紙分別表参考					
		空き缶	委託業者	月 1 回 (木曜) 希望地区 2 回	そおりサイクルセンター		
系	源	空き瓶	〃	〃	〃		
		ペットボトル	〃	〃 希望地区 2 回	〃		
ご	み	ダンボール	〃	〃	山崎紙源センター		
		新聞紙・チラシ	〃	〃	〃		
ご	み	雑誌・雑古紙 コピー用紙 紙箱・包装紙	〃	〃	〃		
		紙パック	〃	〃	〃		
		シュレッダー紙	〃	〃 希望地区 2 回	〃		
		古着・布類	〃	〃	〃		
		有害物・陶器類	〃	〃	そおりサイクルセンター		
		廃食油	〃	〃	〃		
		小型家電	〃	〃	〃		
		プラスチック類	〃	〃 希望地区 2 回	〃		
		その他紙製	〃	〃 〃	山崎紙源センター		
		雑金属類・割箸	〃	〃	そおりサイクルセンター		
		生ごみ・草木類	〃	週 1～3 回	〃 大崎有機工場		
		紙おむつ	〃	週 1～3 回	そおりサイクルセンター		
		事	業	直接	一般ごみ	収集運搬許可業者依頼か直接搬入	清掃センター
				粗大ごみ	〃	〃	〃
資源ごみ	生ごみ・割り箸			収集運搬許可業者依頼 (直接搬入不可)	大崎有機工場		
許可	空き缶・空き瓶・PET・プラスチック類・雑金属・有害物・廃食油等			〃	そおりサイクルセンター		
可	その他紙製			〃	山崎紙源センター		
業	古着・布類			〃	〃		
者	紙 類			〃	〃		
等	ダンボール類			大量に出る場合は直接搬入可	〃		

○町回収の一般ごみ、粗大ごみ、生ごみ、資源ごみは、(有)そおりサイクルセンターに委託

○町設置の資源リサイクルごみステーションについては、各地区週 3 回午前 8 時～正午の開設